

「ななつ星」利用料

サービスご利用時にお支払いいただく利用者負担金は、原則として次の基本利用料の1割の額です。
 ※平成30年8月から、一定以上の所得のある方は負担割合が2割もしくは3割になります。

【基本部分】

サービス内容	1回あたりの所要時間 (単位)	基本利用料	利用者負担金		
			法定代理受領分		法定代理受領分外
			1割	2割	
身体介護中心型 (身体介護と生活援助が混在する場合であって身体介護中心である場合を含む)	20分未満(167)	1,705円	171円	342円	1,705円
	20分以上30分未満(250)	2,553円	255円	510円	2,553円
	30分以上1時間未満(396)	4,043円	404円	808円	4,043円
	1時間以上1時間30分未満(579)	5,912円	591円	1,182円	5,912円
	1時間30分以上 (以降30分増すごとに84単位)	30分増すごとに858円を加算 (利用者負担金は86円)			
(引き続き「生活援助中心型」を算定する場合)	所要時間が25分増すごとに673円を加算 (利用者負担金は67円) ※身体介護中心型の指定訪問介護の所要時間が20分以上の場合に限る				
生活援助中心型 (身体介護と生活援助が混在する場合であって生活援助が中心である場合を含む)	20分以上45分未満(183)	1,868円	187円		1,868円
	45分以上(225)	2,297円	230円		2,297円

(注1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

介護予防訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1ヵ月あたり)		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割)
介護予防 訪問介護費Ⅰ (1176単位)	1週間に1回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	12,006円	1,201円
介護予防 訪問介護費Ⅱ (2349単位)	1週間に2回程度の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	23,983円	2,399円
介護予防 訪問介護費Ⅲ (3727単位)	1週間に3回程度以上の 介護予防訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	38,052円	3,806円

総合事業の利用料

【訪問型サービスA】

サービスの内容 (1回につき)		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割)
訪問型サービスⅣ	月1回～週2回まで	2,070円	207円
訪問型サービスⅤ	週2回を超える程度	2,070円	207円
訪問型サービスⅥ	20分未満で主に生活援助を行う場合	1,000円	100円

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

※令和3年9月30日まで新型コロナウイルス感染症への対応として基本報酬に0.1%上乗せされて計算されます。

◆秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者および家族の秘密については、正統な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業者が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。

◆事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。